

## 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、消費生活相談体制の確保や、消費者教育、啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、地方消費者行政の下支えとなってきた国の地方消費者行政強化交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた消費生活相談体制の維持や、消費者教育、啓発に係る事業の継続が困難になるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、消費者被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）に代わる新たなシステムの整備が予定されているが、保守費用や通信費などの経常経費は、国の責任で措置すべきである。

よって国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 地方公共団体の地方消費者行政を安定的に推進するため の恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講ずること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣 宛 て  
財 務 大 臣  
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣  
(消費者および食品安全)

福島県議会議長 西 山 尚 利